保存版

事業系型忍定資源の



令和2年度発行 古河市 坂東市 境町 五霞町

さしまクリーンセンター寺久



目 次 contents



事業者の責務	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
廃棄物の区分	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
事業系一般廃棄物の処理方法	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
搬入できる主な事業系一般廃棄物			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
条件付きで搬入できる事業系一般廃棄物	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
事業系ごみと家庭系ごみの違い			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
搬入禁止となる場合・法律で禁止されていること			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
産業廃棄物の処理方法			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
廃棄物の減量化・資源化			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9





事業者の責務

●事業者の責務

事業活動に伴って生じたごみは、量や種類に関わらず、<u>事業者自らの責任で適正に</u> 処理しなければなりません。

事業者には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(※1)及び構成市町の条例(※2)により、以下のことが定められております。

[適正処理]

事業活動に伴って生じたごみは、 自ら処理を行うか、業者に委託 して、適正に処理すること

【3Rの推進】

ごみの発生抑制、排出抑制、再使用、 再生利用を行うことにより、ごみの 減量化に努めること

事業者の責務

【国や市への協力】

ごみの減量化、適正処理等に ついて、国や市の施策に協力 すること

※1【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】 第3条

※2【古河市廃棄物の処理及び清掃に関する条例】 第4条

【坂東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例】 第4条

【境町廃棄物の処理及び清掃に関する条例】 第4条

【五霞町廃棄物の処理及び清掃に関する条例】 第4条

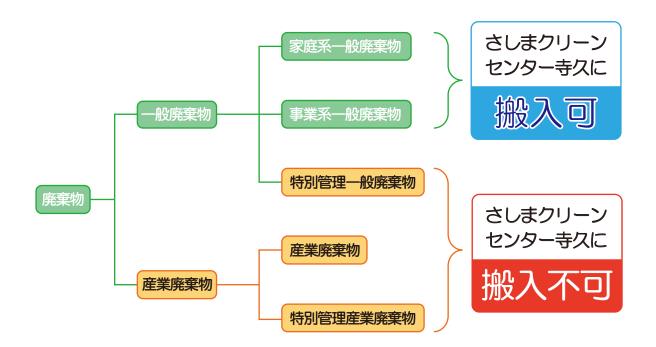


業種や規模を問わず、<u>会社・商店・事務所・飲食店・</u> 工場・農業・病院等が**"事業者"**に含まれます。

2

廃棄物の区分

廃棄物は、"一般廃棄物"と"産業廃棄物"のいずれかに分類されます。 さしまクリーンセンター寺久には、**管内(古河市三和地区及び総和地区・坂東市・ 境町・五霞町)**から出る家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物の搬入が可能です。



●一般廃棄物

一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物を"家庭系一般廃棄物"、事業活動に 伴って生じた産業廃棄物以外の廃棄物を"事業系一般廃棄物"と定義しています。

●産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、20種類の廃棄物であると定められています。(P8参照)

<u>産業廃棄物に該当するものは、さしまクリーンセンター寺久に搬入することがで</u>きません。

●特別管理廃棄物

一般廃棄物、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものは、「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」として定義されています。

特別管理廃棄物に該当するものはさしまクリーンセンター寺久に搬入することはできません。

③ 事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物は、地域の集積所に出すことはできません。 次の①・②いずれかの方法により、自らの責任で適正な処理をお願いします。

1 一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する

事業系一般廃棄物の収集・運搬を委託する場合は、市や町から許可を受けている業者に委託しなければなりません。

許可業者については、事業所所在地の市役所・町役場にお問い合わせください。

【構成市町お問い合わせ先】

- 古河市環 境 課 ☎ 0280-76-1511 (代表)
- 坂 東 市 生 活 環 境 課 ☎ 0297-21-2189 (直通)
- 境 町 防 災 安 全 課 ☎ 0280-81-1307 (直通)
- 五 霞 町 生 活 安 全 課 ☎ 0280-84-3618 (直通)

2 自らさしまクリーンセンター寺久に直接搬入する

さしまクリーンセンター寺久に直接搬入する場合、前日までに「**搬入許可申請書」** の提出が必要となります。

受 入 日	毎週月曜日から金曜日(土日祝日・年末年始(12月29日~1月3日)は除く)				
受入時間	●午前9時 から 11時30分 まで●午後1時 から 4時30分 まで				
料 金	220円/10kg				
	① 受 付:受付時にごみを積んだまま車ごと計量します。				
	② 荷降ろし:指定の場所に搬入者がご自身でごみを降ろします。				
搬入の流れ	③ ごみ重量:計量受付に戻り、車ごと計量します。				
	④ 精 算:受付時と精算時の重量の差で料金を算出します。				
	※原則現金払いとなります。				
ごみの分け方	直接持ち込むごみの分け方は次ページをご確認ください。				
 搬入車両と 搬入する車輌は2トン車までとなります。 搬入者ご自身で手降ろしをしていただきますので、降ろしやすいように分別搬入してください。 					
その他注意点	ごみを袋に入れる際は、45ℓ以下の無色透明の袋をご利用ください。分別されていないゴミや搬入不適物があった場合には、持ち帰りの指示と搬ルールに基づく指導を行います。				

さしまクリーンセンター寺久に<u>搬入できる</u> 主な事業系一般廃棄物の種類

搬入できるもの

品名	ごみの種類等	注意事項				
可燃ごみ (50cm以下のもの)	生ごみ 剪定枝・草 残飯・調理残さなど	食品の売れ残り等の発泡トレー、ビニールラップ類は産業廃棄物に該当するため搬入できません。条件付きで搬入可能なものもあります。剪定枝等の太さは5cm以内にしてください。生ごみはしっかりと水を切ってください。				
粗大ごみ (50cm〜2m以内)	木製の家具類・什器類	 樹木等の太さは15cm 以下にしてください。 たんすや棚等は木製の物のみ搬入できます。 金属、プラスチック、ガラス等は産業廃棄物に該当するため搬入できません。 パレットは材質(木製・プラスチック等)に関わらず産業廃棄物に該当するため搬入できません。 				
資源ごみ (紙類)	新聞・雑誌 カタログ・段ボール	 新聞・雑誌・カタログ・段ボール・雑紙等の資源 化可能なものは分別してリサイクルにご協力くだ さい。 クリップ等の金属類・ビニール・プラスチック類 は産業廃棄物に該当するため搬入できません。 				

- ※上記の表は代表的なものを例示していますので、業種によって産業廃棄物になる ものがあります。詳しい品目についてはホームページにて一覧表を掲載していま すのでご確認ください。
- ※産業廃棄物に該当するものは搬入することができませんので、ご不明な点がございましたら、搬入前に必ずお問い合わせください。

条件付きで搬入できるもの



品名	ごみの種類等	注意事項				
可燃ごみ	病院および介護施設から 排出される紙おむつ	搬入するたびに、医師による「非感染性廃棄物証明書」の提示が必要となります。				
	食品用白色トレイ プラスチック製容器包装	● 従業員や客等が個人消費した物のみ搬入可能です。				
粗大ごみ	fire a s s state f	● 一日 20 枚まで搬入可能です。● 発泡スチロールやビニール製の畳は産業廃棄物に 該当するため搬入できません。				
	竹・笹	長さ1m、太さ15cm以内の物のみ搬入可能です。				
資源ごみ	飲料用びん・缶 ペットボトル	 従業員・客等が個人消費した物のみ搬入可能です。 中身を捨てて、水洗いしてから搬入してください。 たばこの吸い殻等の異物は必ず取り除いてください。 ペットボトルは色付きのもの、マジック等で文字や絵が描いてあるもの、汚れているものおよびキャップ・ラベルは資源ごみに該当しないため搬入できません。 				

焼却でみの削減とリサイクルにで協力をお願いします。

事業系でみば集積所に出してほいけません!

事業系ごみは、たとえ少量のものや資源物であっても集積所に出すことはできません。悪質な場合は、不法投棄として罰則が適用されることがあります。

住居と店舗が同じ建物の場合でも、ごみは別々に出してください。

●事業系ごみと家庭系ごみの違い

事業活動に伴って生じた廃棄物(事業系ごみ)と、家庭の日常生活に伴って生じた 廃棄物(家庭系ごみ)では、取り扱いが異なります。

事業活動で発生する一般廃棄物はすべて「事業系一般廃棄物」となります。

(例) 店舗兼住宅の場合

2階:住居家庭から出るごみ⇒家庭系一般廃棄物



家庭系一般廃棄物の処理方法

- ・集積所へ排出
- さしまクリーンセンター寺久へ直接搬入



1階:店舗店舗から出るごみ事業系一般廃棄物ロア産業廃棄物

事業系一般廃棄物の処理方法

- さしまクリーンセンター寺久へ直接搬入
- 一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託

産業廃棄物の処理方法

- 産業廃棄物処分業者へ直接搬入
- 産業廃棄物収集運搬許可業者へ委託
- ※さしまクリーンセンター寺久に搬入 することはできません。



産業廃棄物混入があった場合 搬入禁止となります!!

さしまクリーンセンター寺久では、事業系一般廃棄物の受け入れの際、産業廃棄物 や資源化可能物、危険物等の搬入不適物混入を防止するため、<u>職員による搬入物の検</u> 査を実施しています。

<収集運搬許可業者に委託している場合>

業者に委託している場合でも、排出事業者に対する指導を行うとともに、**収集運搬** 許可業者のさしまクリーンセンター寺久への搬入を禁止といたします。

ごみを出すときは、分別を徹底してください。



検査の様子



混入された産業廃棄物 (PPバンド・ビニール類・ 発泡スチロール等)

●法律で禁止されている主なこと●

~違法焼却~

廃棄物を焼却することは、原則禁止されています。素掘りの穴、周囲を鉄板で囲った穴、 ドラム缶等での焼却も認められていません。



~不法投棄~

廃棄物を道端や人目に付かない場所などに みだりに捨てることは禁止されています。 産業廃棄物を地域の集積所に出すことも不 法投棄とみなされます。



割則:5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科 (法人に対しては3億円以下の罰金)



産業廃棄物の処理方法

1 自ら産業廃棄物処分業者に搬入 2 産業廃棄物収集運搬許可業者へ委託

産業廃棄物処理業者に処理の委託をする場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法 律」に基づく許可を受けている業者に委託してください。

委託する産業廃棄物の品目にご注意ください。

産業廃棄物の処理を業者に委託する場合は、委託しようとする品目の許可を受け ている業者に委託してください。

産業廃棄物処理業者を選ぶ際のお問い合わせ

(社)茨城県産業資源循環協会

23 029-301-7100

【産業廃棄物20種】

		種 類	具 体 例			
	1	燃えがら	石炭がら コークス灰			
② 汚泥		汚泥	メッキ汚泥 水洗ブースかす 建設廃汚泥(※2)			
業の意味を発生しています。			廃潤滑油 廃エンジンオイル 廃動植物性油(※2)			
種指	4	廃酸	廃塩酸 廃硫酸 すべての酸性廃液(※2)			
定 ⑤ 廃アルカリ ⑥ 廃プラスチック			苛性ソーダ水溶液 すべてのアルカリ性廃液(※2)			
			合成樹脂くず 合成繊維 廃タイヤ ペットボトル			
1	7	ゴムくず	天然ゴムくず			
)	8	金属くず	空缶 スクラップ 切削くず ブリキくず			
	9	ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず	空瓶 レンガ製品くず セメント製品くず (コンクリートくずについては、建設業(※3)に伴ったものは除く)			
	10	鉱さい	スラグ 鋳物廃砂 サンドブラスト廃砂			
	11)	がれき類	コンクリート破片等(建設業(※3)に伴ったもの)			
業	12	ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん施設で捕捉したもの			
種	13)	紙くず	建設業(※3) パルプ製造業 製紙業 製本業等			
指定(※	14)	木くず	建設業(※3) 木材製造業 木製品製造業等 ただし、貨物の流通のために使用したパレット及び使用した梱包用木材等は 業種に限らず産業廃棄物となる			
1 1	15)	建設業(※3) 繊維工業に係る天然繊維				
あ	16	動植物性残さ	食料品製造業 医療品製造業 香料製造業において原料として使用した固形状の不要物			
り	17)	動物系固形不要物	と畜産業において処分した獣畜等に係る固形状の不要物			
	18	動物のふん尿	畜産農業(畜舎排水を含む)			
	19	動物の死体	畜産農業			
20		①~19の産業廃	棄物を処分するために処理したもので、いずれにも該当しないもの			

- ※1 業種指定とは、特定の業種から排出された場合のみ産業廃棄物に該当する
- ※2 産業廃棄物に該当する液体を含ませた紙や布等も産業廃棄物に該当する
- ※3 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る

廃棄物の減量化・資源化

廃棄物の減量化・資源化を行うことはメリットがたくさんあります!

代表的なメリッ

1

1 処理コストの削減

設備や事務用品などの浪費を減らして、職場での体系的な節約を行うことで、ごみの減量化と経費の節減、効率化が期待されます。

事業系の一般廃棄物、産業廃棄物、資源化可能物の分別を徹底できれば、 **大幅なコスト削減に繋がる可能性**があります。

2 企業のイメージアップ

地球環境問題に関心が高まっており、ごみの減量化や資源化を推進する ことは、**イメージアップ**に繋がります。



Reduce(リデュース) ごみになるものを減らす

- ・詰替えできる商品の利用
- ・簡易包装の推進、レジ袋削減
- ・ミスコピー紙の裏面利用



Reuse(リュース) ものを繰り返し使う

- 捨てる前に別の使い道がないか考える
- 修理できるものは修理して長く使う
- 運搬資材などは再使用できるものを選ぶ

Recycle(リサイクル) 再び資源として使う

- 資源になるものを分別する
- ・資源回収業者に売り渡す
- ・ 再生品を利用する。

●お問い合わせ●

産業廃棄物の処分に関することは

● (社) 茨城県産業資源循環協会 ☎ 029-301-7100

事業系一般廃棄物収集運搬許可業者に関することは

● 古 河 市 環 境 課 ☎ 0280-76-1511 (代表)

● 坂 東 市 生活環境課 ☎0297-21-2189 (直通)

● 境 町 防災安全課 ☎0280-81-1307 (直通)

● 五 霞 町 生活安全課 ☎0280-84-3618 (直通)

ごみの直接搬入に関することは

さしま環境管理事務組合 さしまクリーンセンター寺久 茨城県坂東市寺久 1353-120297-20-9977



URL http://www.sashimakankyou.or.jp/

さしまクリーンセンター寺久の位置は

